

令和6年9月24日

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

総務防災委員会委員長 森下 賢司

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第31号 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第32号 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査の概要

9月12日に委員会を開催し、市民総務部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第31号について、「今回の改正は文言整理によるものであって、条文の適用範囲に変更はないのか」を問う質疑があり、「変更はない」との答弁がありました。

次に、議第32号について、「急患として医療機関を受診した場合、保険料等の徴収猶予が最長1年となるのはどのようなケースが考えられるのか」を問う質疑があり、「例えば、受診した方の判断能力が不十分で、身寄りの有無が判明できない場合、職権で生活保護の開始を決定した後、国保の被保険者であることが判明すると治療に要した医療費10割の支払いが請求されることがある。これを未然に防ぐため、成年後見人を選任するために必要な期間として最長1年間を見込み、保険料の徴収猶予を行うものである」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第31号 全員賛成で原案可決
- ・議第32号 全員賛成で原案可決